

○御前崎市競争契約入札心得

平成16年 4 月 1 日 告示第78号

改正

平成21年 5 月 1 日 告示第42号

令和 3 年 3 月 8 日 告示第56号

令和 7 年 8 月 29 日 告示第156号

御前崎市競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この告示は、御前崎市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「競争入札」とは、次に掲げる事項に係る競争入札をいう。

- (1) 工事又は製造の請負
- (2) 工事等に係る測量、調査、設計又は監理の委託
- (3) 市が所有し、又は管理する公共施設の維持管理に関する業務の委託
- (4) 物件の売払い又は買入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、競争入札によることが適当であると市長が認めるもの

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前条の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

（入札保証保険証券の提出）

第5条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札の基本的事項）

第6条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（入札の辞退）

第7条 指名の通知（入札執行について（通知）をいう。以下同じ。）を受けた者は、入札を行うまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 電子入札締切日時までに電子入札システムにより入札辞退を届け出るものとする（やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。）。ただし、紙入札による場合は、入札執行前にあつては、入札辞退届（別記様式）を持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中にあつては、電子入札システムにより入札辞退を届け出ること。ただし、紙入札による場合は、入札辞退届を入札箱に投入して行うこと。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けられるものではない。

（公正な入札の確保）

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定められなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札）

第9条 入札は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札による場合は、入札書を市長が別に定める様式により作成し、封印の上、表面に入札番号、入札件名及び「入札書在中」を明記し、裏面に入札者の住所及び氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

2 入札書は、市長においてやむを得ないと認めたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表面に入札番号、入札件名及び「入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所及び氏名を記載し、市長宛ての親展で提出しなければならない。

3 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

4 入札参加者は、代理人に入札させるときは、当該代理人に委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

（入札書の書換等の禁止）

第10条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第11条 指名競争入札（公募型を除く。）において、入札辞退等により、初度の入札又は紙入札における再度の入札に参加しようとする者が1人となった場合は、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 4 指名競争入札（公募型を除く。）において、初度の入札に入札した者が1人であったときは、開札しない。この場合において、紙入札にあっては、その入札書は開封しないで返却する。
- 5 前項の規定にかかわらず、開札の結果、有効な入札をした者が1人であっても、入札箱に入札書を投入した者が複数人あった場合及び再度の入札の場合は、この限りでない。
(開札)

第12条 開札は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。ただし、紙入札がある場合は、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、御前崎市低入札価格調査実施要領（平成21年御前崎市告示第81号）その他市の規定又は指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第14条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（地方自治法施行令第167条の10の2に規定する契約にあつては、価格等の条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書に該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第15条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子入札による場合は、速やかに再度の入札を行う。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第13条第1項第1号から第4号及び第8号から第12号までの規定に基づき無効とされた入札

(2) 前条第3項の規定による最低制限価格に達しない入札

(再度入札の入札保証金)

第16条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第17条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじ引を行う。ただし、紙入札による場合は、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第18条 開札した場合において、落札者があるときは、電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札による場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に、直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第19条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、御前崎市財務規則（平成16年御前崎市規則第36号）第218条の規定により契約書等を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

- 3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(工事の請負契約において落札決定後に入札参加停止措置があった場合の取扱)

第19条の2 工事の請負契約において落札決定後に御前崎市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成16年御前崎市告示第76号）に基づく入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 落札決定後から契約締結までの間に受注者が市から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (2) 予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約については、落札決定後から仮契約締結までの間に受注者が御前崎市から入札参加停止措置を受けたときは当該仮契約を、仮契約締結後から市議会の議決までの間に受注者が御前崎市から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。
- (3) 前2号の規定により契約を締結しない取扱いとしたときは、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約書等作成の省略)

第20条 契約書等の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第21条 契約書等を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印又は電子署名したときに確定する。ただし、御前崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年御前崎市条例第47号）第2条に規定する契約は、御前崎市財務規則第218条第2項及び第3項に規定する方法により契約書等を作成することで議会の議決があつた後に当該契約が成立するものとする。

（入札保証金の返還）

第22条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

（契約保証金）

第23条 落札者は、契約金額の100分の10（低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。）を受けて落札した者にあつては、100分の30）以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- （1） 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- （2） 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- （3） 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（契約保証金に代わる担保）

第24条 前条の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- （1） 国債
- （2） 地方債
- （3） 政府の保証のある債券
- （4） 市長が確実と認める社債
- （5） 銀行、その他市長が確実と認める金融機関の保証
- （6） 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面

金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額、同項第5号及び第6号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

（履行保証保険証券等の提出）

第25条 落札者は、第23条第1項第1号若しくは第2号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条第1項第5号若しくは第6号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書（以下「保険証券等」という。）を提出しなければならない。

2 落札者は、前項の規定による保険証券等の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて、市長が別に定める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、同項の規定による保険証券等の提出をしたものとみなす。

（契約違反の場合における契約保証金の処分）

第26条 落札者が契約上の義務を履行しない場合における当該契約に係る契約保証金の処分は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるもののほか、御前崎市財務規則、御前崎市建設工事執行規則（平成16年御前崎市規則第86号）、御前崎市建設工事請負契約約款及び御前崎市業務委託契約約款の定めるところによる。

（入札保証金の契約保証金への充当）

第27条 市長において必要があると認める場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（異議の申立て）

第28条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（準用）

第29条 この告示は、随意契約について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜岡町建設工事競争契約入札心得（平成

8年)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式(第7条関係)

別記様式(第7条関係)

入 札 辞 退 届

1.入札番号 第 号

2.件 名

3.履行箇所

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

御前崎市長

殿